

昭和34年10月25日

千代田区役所

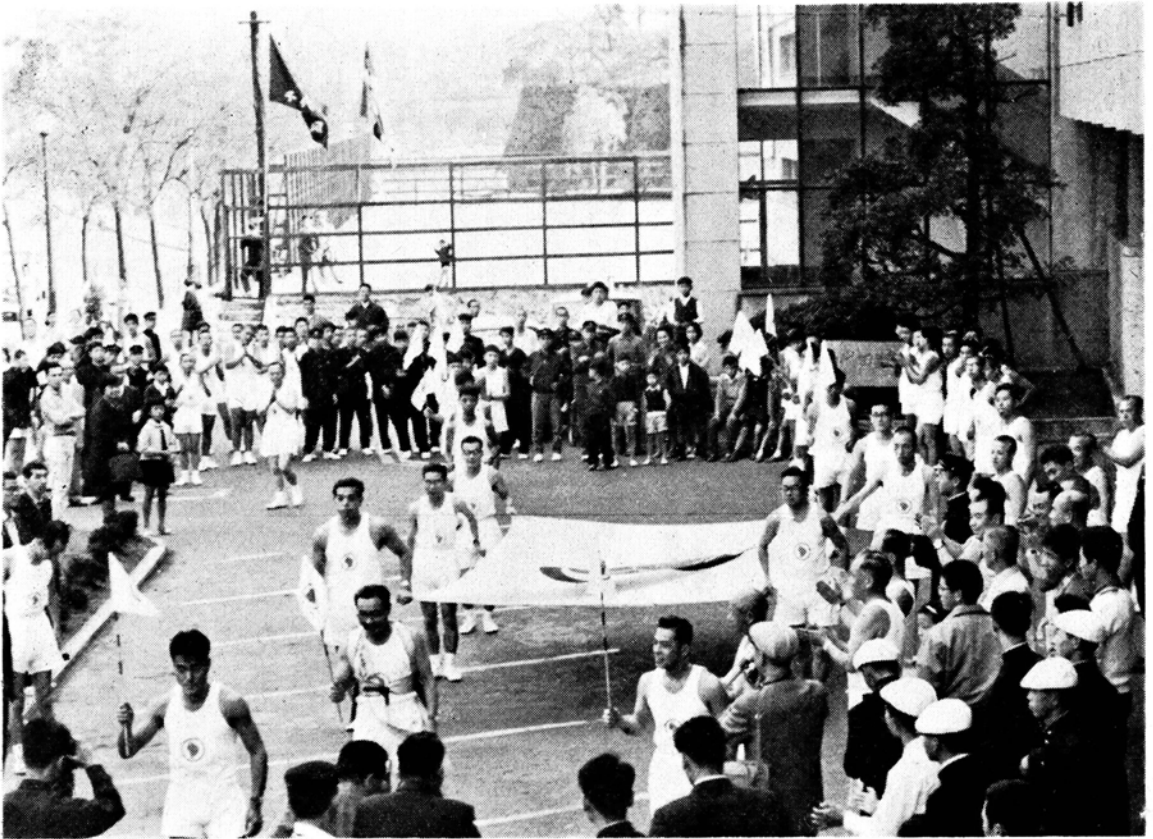
発行

九段33局 0151
8531

毎月1回

No. 75

千代田区報



第14回国体聖火・大会旗リレー

10月25日、第14回国民体育大会の開幕に先立つて、区内各地区から選ばれた役員と選手
によって、会場を飾る聖火と大会旗のリレーが行なわれた。（大竹教育長を隊長に区役
所前を出発する大会旗）

千代田区の人口（10月1日現在）

		前	月	本	月	差 増	引 減
世帯数		25,894		25,884		—	10
人 口	男	69,046		68,728		—	318
	女	52,195		51,994		—	201
	計	121,241		120,722		—	519

感謝状
東京都千代田区
右代表 市村駒之助殿
貴区はかねて、戸籍及び住民登録事務の処理につき、優良な成績を挙げておられるところ、今次の旧法戸籍の改製に当つては、周到な準備と計画のもとに、適正かつ迅速にこれを遂行され、その成果は洵にみるべきものがあります。よつてここに感謝の意を表します。
昭和34年10月7日
法務大臣 井野碩哉

法務大臣から
区へ感謝状
このほど、法務大臣から、当区に
対し、次のとおり感謝状が贈られ
た。

区議会
第六回臨時会

追加更正予算など
十一議案を可決

区議会第六回臨時会は、九月二十九日に開かれ、区教委委員の任命追加更正予算、など七件の他、議員提出議案四件を決議し、十月三日終了した。決議事項つぎのとおり。

教育長の給与改定

議案第41号 千代田区教育委員会
教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例
教育長の給与を改定するため
本案を提出するもの。

〔条例案〕

東京都千代田区教育委員会
教育長の給与及び勤務に関する
条例の一部を次のように改正
する。

別表(一)を次のように改め
る。

教育長の給料月額
五万四千円

附則

この条例は、公布の日から施
行し、昭和34年9月1日から
適用する。

区教委委員に
千田杏三氏再任

議案第42号 千代田区教育委員会
委員任命の同意について地方教
育行政の組織及び運営に関する
法律施行にともない、最初に任
命した本区教育委員会千田杏三

を、早急に制定されるよう、こ
こに意見書を提出します。

原子爆被爆者援護法
制定に関する意見書

議員提出議案第7号

提出者 区議会議員全員
(内容)

昭和三十三年三月、原子爆被爆
者の医療等に関する法律が施行
され、全国で被爆症にかかって
いる約二十二万人が、「健康手
帳」を交付され、治療を受けて
おります。

これらのひとびとが治療を受け
る指定医療機関は、広島・長崎
などを除いては、非帯に少なく
東京都においては三ヶ所、北海
道においては一ヶ所と、大抵大
きな県で二ヶ所、小さな県では
一ヶ所であり、遠隔の
地からこれに通院するには、相
当の費用が必要で、また、その
間仕事を休まねばなりません。
まだ現在、約三千人が被爆症で
入院加療しておりますが、これ
以外の人でも入院を必要とする
人が多数おります。

しかし、医療無料でもその間の
生活は保証されないで、入院
できないのが現状です。
原子爆被爆症には対症療法のみ
で、根治する治療法は、現在の
ところありません。従って治療
には長期を要します。
不幸にして被爆症に悩むひとび
とが安心して治療できるよう
に、通院費と一定の生活保証を
与えられる原子爆被爆者援護法

四号の規定にもつき、本案を
提出するもの。

譲与目的 道路敷地として
譲与物件 神奈川県足柄下郡
箱根町仙石原イタリ一、
二四五番地の七一所在土地
八五二坪八合三勺の内、道
路敷部分二四坪八合三勺
譲与先 神奈川県足柄下郡箱
根町

寄付物件受領

議案第44号 寄付物件受領につ
いて
次のとおり寄付願いがあつ
たのでこれを受領する。

目録

一、自動車薬劑散布機 一台
見積金額 十二万円

一、肩掛式薬劑散布機 二十台
見積金額 六万六千円

計 十八万六千円

右贈呈いたします

昭和34年7月7日

読売新聞社

代表取締役 高橋雄豹

副社長 長 高橋雄豹

議案第45号 寄付金受領につ
いて
千代田区神田神保町一ノ五七
野入五郎氏から、昭和34年7
月11日付、区立特別学級備品購入
資金として、金五十万円也の寄
付願出があつたので、これを受
領するもの。

議案第46号 寄付物件受領につ
いて
千代田区麹町二ノ六、久保田
重勝氏から、昭和34年7月27
日付、区立麹町小学校視聴室備
品として左記物品の寄付願出
があつたので、これを受領する
もの。

品として左記物品の寄付願出
があつたので、これを受領する
もの。

記

マビクター放音型十七時テレ
ビセット一式六〇、〇〇〇円

マサンキョー18E撮影機一台
二五、六七五円マサンキョー
8P映写機一台三〇、六〇〇
円、マビクターステレオ装置
(ラジオ電器)一揃四七、八
〇〇円マソニーテープレコー
ダー一台三八、〇〇〇円マ
本視覚教材デラックス型幻灯
機一台二八、〇〇〇円見積金
額合計 二三〇、〇七五円

追加更正予算

八七四万五千余円

議案第47号 昭和三十四年度千
代田区才出追加更正予算
△区役所費△区役所関係職員
の夏季勤勉手当等

一、八八一、一七四円
を追加計上、財源は一般財源。

△土木費△神田佐久間町一ノ十一
先神田川(左岸)護岸の受託工事
費 五、五六一、二七九円
管内側溝集水排水の改修に要する
経費 一、〇〇〇、〇〇〇円
を追加計上。

(財源) 雑収入 五、五六一、二七九円
一般財源 一、〇〇〇、〇〇〇円

△教育費

教育委員会事務局、学校関係職
員の夏季勤勉手当等 八八二、二七二円
神田小学校統計教育指定校費

各小中学校の警備用電話整備費
二〇、〇〇〇円

特別学級の備品整備費
五〇〇、〇〇〇円

児童館根林間学校費
七七一、六一〇円

国民体育大会経費その他
一九〇、一〇〇円

を追加計上

(財源) 都支出金 二〇、〇〇〇円
寄付金 五〇〇、〇〇〇円
一般財源 一、九四三、九八二円

△社会施設費

災害救助に要する経費
二四、〇〇〇円

生業資金貸付資金
二二〇、〇〇〇円

国民年金事務費
一四七、三五〇円

を追加計上

(財源) 国庫支出金二二四、二五〇円
都支出金 二二〇、〇〇〇円
一般財源 四七、一〇〇円

△選挙費

都議会議員および知事、区議
議員、参議院議員の各選挙の終
了に伴ない、執行費不用額
二、五五九、二四九円を減額更
正する。

△商工観光費

千鳥ヶ淵水上公園職員夏季勤
勉手当一、六八二円を追加計上
財源は一般財源。

△公会堂費

公会堂職員夏季勤勉手当
五、三六六円
を追加計上、財源は一般財源。

ここに、地方自治法第九十九条
第二項にもつき、区議会の議
決を経て、意見書を提出するも
のである。

昭和34年10月3日

議長 名

都知事宛

朝鮮人帰還に
関する意見書

議員提出議案第10号

提出者 区議会議員全員
(内容)

今回の朝鮮人帰還については、
種々問題があるように見受けら
れるが、人道より見て重要と思
われるので、速やかに円満な
解決を図り、帰国の促進をせら
れたい。

昭和34年10月3日

議長 名

内閣総理大臣宛
日本赤十字社長宛

小、中学生から募集した作品中
優秀作品十点を選ぶが、この審
査会を十月二十九日午後三時か
ら開く。

公明選挙啓発宣伝事業について
公明選挙映画の夕べを、十
一月中旬に、神田、麹町の両小
学校で開く。

公明選挙話し合いの会の推進。

教育委員会

十月一日臨時会を開き、委員長に
木下正一氏を選出、委員長職務代
理者に林 慶之助を指定した。

公明選挙啓発ポスター作品審査会

掲載、小旗等の広告物、ポスタ
ー等によつて周知徹底を図る。

公明選挙啓発ポスター作品審査会

公明選挙啓発ポスター作品審査会

昭和34年度 定期監査報告

昭和三十四年九月三十日

千代田区監査委員 中川孝夫
同 遠山景光

昭和三十四年度定期監査を、去る九月十五日より同十八日亘り、区役所並びに教育委員会の所管による事務事業について実施したので、その結果を報告いたします。

今回の監査は、(一)事務の処理状況は適正且能率的であるか。(二)収入事務は順調的確に進められているか。(三)予算の執行は都区行政の範囲において、国家的に即応し効果的であるか。の諸点に目途をおいて監査いたしましたのであります。

その結果、事務の遂行に当り、手続き等において法規に符合しない点、又事務処理の面に能率的でないものが若干見受けられたので、それぞれ関係職員に注意を促したのであります。その大要は次のとおりであります。

一、前渡金について
(1)会計事務規則第四十四条は、支払代金を後払いにすることによって生ずる不便を、除去するための規定であるから、後払いにても支障のないものは資金の前渡はすべきでない(例)緑蔭学校、区内催物の食事代

(2)資金の前渡を支払予定期日より相当前に支出しているものがあるが、これは支払期日に間に合う程度に前渡すべきである。

(3)資金の前渡を受けたものは、その用件終了後五日以内に清算することになっているが、一カ月以上も遅れているものが相当ある。

(4)前渡金の残金を、清算の際金庫に返納しているが、これは違法である。

残金は直ちに返納し、清算の時はその領収書を添付すべきである。

二、広報の編集計画から発行までの事務(取材、編集会議、ゲラ刷、校正等)処理の経過が、文書に記録保管されていない。

三、広報車の昭和三十三年度中の運行状況を見ると、区広報活動のための使用が比較的少ない。本来の目的使用に一層の努力をされたい。

四、建築工事の工事請負契約書の設計内訳書に名称、数量等のみ記入され単価、金額等は記入されていないものがあつて、請負金額の積算の基礎が不明確である。

五、税務課においては、事務計画

の樹立を経常化して、事務を進行しており、申告書、課税台帳、徴収簿等の処理において、努力のあとがみられるが、ただ申告書整理上、台帳記載について記載もれのため、当初(六月定期)課税がなされず、右に課税したものが一件あつた。

申告書の取扱については、特に慎重な配慮が望まれる。

六、特別区民税の過納金は、普通徴収、特別徴収の何れにも還付未済があり、その事務処理については還付のための出張を行う等、努力の跡も見受けられるが、特に特別徴収の過年度分については、早急還付を取計られたい。

七、自動車運行許可事務において仮ナンバー紛失届の承認事務手続が省略され、弁償金日計表の決裁だけで済まされているのは適正な事務処理とはいえない。

八、八月末現在使用中の整理カードの中には、住所不明或いは零細収入の事由により、徴収不能と目されるものが若干含まれていた。

九、受託、嘱託状況において滞納原因の大部分を占めている転居先不明又は所在不明の調査に一層の努力をいたされたい。

一〇、戸籍謄抄本の郵便請求を受けた場合、これを郵便請求整理簿にて整理しているが、手数料金不足請求並びに過剰の場合の返金も同整理簿にて整理している。

手数料の不足並びに過剰の場合には別に整理簿(事故簿)を備え付けのうえ整理することが望ましい。

一、外人登録事務中、都総務局行政部長宛の回答文書を主管課長限りで処理されている。

対外交渉であるので、処務規程による総務回議を為し助役決裁で処理すべきである。

二、ポット場備品台帳に、ポット数の表示が六十四とのみ記載されて大小の区別なく、又毀損、廃棄に関する整理がなされていない。

三、国民健康保険の被保険者に対する啓蒙、宣伝が足りないのので、今後これが宣伝を期せられたい。

なお、十月一日実施が延期されるので、併せて区民に周知を期せられたい。

四、土木工事維持修理の材料品等の整理において、土木課において記入する工事日誌と受払伝票とはよく符号しているが、作業現場の作業日誌も詳細に記入し、材料品払出の状況を明確にして置かれたい。

一五、共同物場場の占用許可に当り占用場所が不明確である。書類を添付して明確にすべきである。

一六、外濠美化協会が小林儀光に委託している弁慶橋ポット場は昭和二十三年外濠美化協会(会長千代田区長)が水面使用許可を得、同年協会の理事である小林儀光に一年更新でポット場を委託したのであるが、その後委

託更新が行われていない。なお協会の役員の異動があるのに、異動に対する手続きが行なわれていない。

一七、グラウンド使用料の収入の経理については、財務課の扱いであるが、当該係においても副補助簿を備付けて、収入状況を明らかにすることが望ましい。

一八、図書館の図書購入は、高額図書を含み、年間購入部数及びその金額も多額に達するので、年度始めに、これが購入計画の決裁を原議を起すべきである。

一九、区立小中学校について
(1)文書綴の種類、区分が各校不統一である。

(2)文書の処理経過が明らかにされていない。特に職員に対する重要な服務通達等は、周知日時、周知責任者の捺印等詳細に記録されることが必要である。

(3)出張命令簿の捺印、教委への会議等の処理もれも多く見受けられた。

(4)不用備品の廃棄処分がよく行われていない。定期的に計画処理されたい。

二〇、一般に通じて
(1)簿冊に目次、索引等を付して整理されていないものが見受けられる。

(2)文書に年月日、処理順末、その他重要な記入の脱漏せるもの、受取手続きを経ずして処理したもの等が散見される。

(3)事務処理に規則違反(例、前項前渡金等)のものがあるが、経理事務に關しては、収入役室は各課と交渉をもつので、不合法の点はその都度嚴重に指摘し改善せしめられたい。